

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 新旧対照表

○千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）

改正後	改正前
○千葉県道路交通法施行細則 昭和35年12月20日公安委員会規則第12号 （交通規制の対象から除く車両） 第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 道路標識等による規制（高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える法第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制（令第27条の2に規定するものにおける規制を除く。）及び法第46条の道路標識による停車可又は駐車可の規制を除く。）の対象から除く車両は、次のとおりとする。 ア 警衛列自動車 イ 警護列自動車 （2） 最高速度の規制の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車（高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える速度で進行するものを除く。）とする。 （3） 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外	○千葉県道路交通法施行細則 昭和35年12月20日公安委員会規則第12号 （交通規制の対象から除く車両） 第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 道路標識等による規制（高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える法第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制（令第27条の2に規定するものにおける規制を除く。）及び法第46条の道路標識による停車可又は駐車可の規制を除く。）の対象から除く車両は、次のとおりとする。 ア 警衛列自動車 イ 警護列自動車 （2） 最高速度の規制の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車（高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える速度で進行するものを除く。）とする。 （3） 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外

進行禁止」の標識を用いた同項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部の補助標識に「指定車を含む」の表示がされていない区域、道路の区間又は場所のものをいう。）の対象から除く車両は、次のとおりとする。

ア 急病人の搬送、防災等人の生命又は財産に係る緊急やむを得ない用務のため使用中（当該用務に引き続き、車両の通行禁止の規制がされている道路をやむを得ず通行するための使用を含む。イ、ウ及びオにおいて同じ。）の車両

イ 犯罪の捜査、交通の取締り、交通事故調査、警備活動その他の警察責務遂行の目的又は検察官、検察事務官若しくは特別司法警察職員が行う犯罪の捜査の目的のため使用中の車両及び当該目的のため警察車両に誘導されている車両

ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は政治活動に使用する自動車で、当該選挙運動又は政治活動のため使用中のもの

エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両で当該運行系統に属して使用中のもの

オ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する通行禁止除外指定車標章（別記第1号様式）を掲出しているもの

（ア）専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に基づき、郵便物の集配のため使用中の車両

（イ）狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、犬の捕獲のため使用中の車両

（ウ）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両

（エ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、一般廃棄物の収集のため市町村（市町村から一般廃棄物の収集を委託された者を含む。）が使用中の一般廃棄物の収集専用車

進行禁止」の標識を用いた同項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部の補助標識に「指定車を含む」の表示がされていない区域、道路の区間又は場所のものをいう。）の対象から除く車両は、次のとおりとする。

ア 急病人の搬送、防災等人の生命又は財産に係る緊急やむを得ない用務のため使用中（当該用務に引き続き、車両の通行禁止の規制がされている道路をやむを得ず通行するための使用を含む。イ、ウ及びオにおいて同じ。）の車両

イ 犯罪の捜査、交通の取締り、交通事故調査、警備活動その他の警察責務遂行の目的又は検察官、検察事務官若しくは特別司法警察職員が行う犯罪の捜査の目的のため使用中の車両及び当該目的のため警察車両に誘導されている車両

ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は政治活動に使用する自動車で、当該選挙運動又は政治活動のため使用中のもの

エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両で当該運行系統に属して使用中のもの

オ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する通行禁止除外指定車標章（別記第1号様式）を掲出しているもの

（ア）専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に基づき、郵便物の集配のため使用中の車両

（イ）狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、犬の捕獲のため使用中の車両

（ウ）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両

（エ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、一般廃棄物の収集のため市町村（市町村から一般廃棄物の収集を委託された者を含む。）が使用中の一般廃棄物の収集専用車

両 (オ) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、電報の配達のため使用中の車両 (カ) 道路及び道路の附属物並びに信号機、道路標識、道路標示等の維持管理のため使用中の車両 (キ) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について危険防止のための応急作業に使用中の車両 (ク) 報道機関が緊急取材のため使用中の車両 (ケ) 執行官が強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は送達を迅速に実施する必要がある場合に、その実施のため使用中の車両 (コ) 国又は地方公共団体の車両で、その職員が緊急かつ広域にわたり通行を禁止されている道路を通行しなければならない公益上必要な用務のため使用中のもの (4) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合は、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。）は、次のとおりとする。 ア 令第13条第1項に規定する自動車で、同項各号に規定する用務のため使用中のもの イ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両 ウ 人の生命又は身体に危害の生ずるおそれがある緊急の事態における関係者に対する警告のため使用中の車両 エ 犯罪の捜査、交通の取締り、交通事故調査、警備活動その他の警察責務遂行の目的又は検察官、検察事務官若しくは特別司法警察職員が行う犯罪の捜査の目的のため使用中の車両及び当該目的のため現に停止を求められている車両 オ 令第14条の2各号に掲げる自動車で、道路及び道路附属物の維持管理のため使用中のもの カ 公職選挙法に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、街頭演	両 (オ) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、電報の配達のため使用中の車両 (カ) 道路及び道路の附属物並びに信号機、道路標識、道路標示等の維持管理のため使用中の車両 (キ) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について危険防止のための応急作業に使用中の車両 (ク) 報道機関が緊急取材のため使用中の車両 (ケ) 執行官が強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は送達を迅速に実施する必要がある場合に、その実施のため使用中の車両 (コ) 国又は地方公共団体の車両で、その職員が緊急かつ広域にわたり通行を禁止されている道路を通行しなければならない公益上必要な用務のため使用中のもの (4) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合は、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。）は、次のとおりとする。 ア 令第13条第1項各号に掲げる自動車で、同項各号に規定する用務のため使用中のもの イ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両 ウ 人の生命又は身体に危害の生ずるおそれがある緊急の事態における関係者に対する警告のため使用中の車両 エ 犯罪の捜査、交通の取締り、交通事故調査、警備活動その他の警察責務遂行の目的又は検察官、検察事務官若しくは特別司法警察職員が行う犯罪の捜査の目的のため使用中の車両及び当該目的のため現に停止を求められている車両 オ 令第14条の2各号に掲げる自動車で、道路及び道路附属物の維持管理のため使用中のもの カ 公職選挙法に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、街頭演
---	--

説又は街頭政談演説のため使用中のもの

キ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（別記第1号様式の2）を掲出しているもの

（ア）専ら郵便法に基づき、郵便物の集配のため使用中の車両

（イ）食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、臨検検査のため使用中の車両

（ウ）狂犬病予防法に基づき、犬の捕獲のため使用中の車両

（エ）道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両

（オ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の収集のため市町村（市町村から一般廃棄物の収集を委託された者を含む。）が使用中の一般廃棄物の収集専用車両

（カ）電気通信事業法に基づき、電報の配達のため使用中の車両

（キ）環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、国又は地方公共団体の職員が公害調査のため使用中の車両

（ク）信号機、道路標識、道路標示等の維持管理のため使用中の車両

（ケ）電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について危険防止のための応急作業に使用中の車両

（コ）報道機関が緊急取材のため使用中の車両

（サ）急病者等に対する医師若しくは歯科医師の緊急往診若しくは緊急手当のため使用中の車両、保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

（シ）放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

（ス）市町村長と歯科医師会会長との歯科訪問治療に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両

（セ）執行官が強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は送達を迅速に実施する必要がある場合に、その実施のため使用中の車両

説又は街頭政談演説のため使用中のもの

キ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（別記第1号様式の2）を掲出しているもの

（ア）専ら郵便法に基づき、郵便物の集配のため使用中の車両

（イ）食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、臨検検査のため使用中の車両

（ウ）狂犬病予防法に基づき、犬の捕獲のため使用中の車両

（エ）道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両

（オ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の収集のため市町村（市町村から一般廃棄物の収集を委託された者を含む。）が使用中の一般廃棄物の収集専用車両

（カ）電気通信事業法に基づき、電報の配達のため使用中の車両

（キ）環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、国又は地方公共団体の職員が公害調査のため使用中の車両

（ク）信号機、道路標識、道路標示等の維持管理のため使用中の車両

（ケ）電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について危険防止のための応急作業に使用中の車両

（コ）報道機関が緊急取材のため使用中の車両

（サ）急病者等に対する医師若しくは歯科医師の緊急往診若しくは緊急手当のため使用中の車両、保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両

（シ）放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

（ス）市町村長と歯科医師会会長との歯科訪問治療に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両

（セ）執行官が強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は送達を迅速に実施する必要がある場合に、その実施のため使用中の車両

ク 次に掲げる者が現に使用中の車両（(オ)に掲げる者に係るものにあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に使用中のものに限る。）で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（(ア)から(エ)までに掲げる者に係るものにあつては別記第1号様式の3、(オ)に掲げる者に係るものにあつては別記第1号様式の4）を掲出しているもの（公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車標章に相当する標章を掲出しているものを含む。）

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの

(ウ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号）第3・1(1)に定める重度の障害を有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(オ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第3項の規定に基づき

ク 次に掲げる者が現に使用中の車両（(オ)に掲げる者に係るものにあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に使用中のものに限る。）で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（(ア)から(エ)までに掲げる者に係るものにあつては別記第1号様式の3、(オ)に掲げる者に係るものにあつては別記第1号様式の4）を掲出しているもの（公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車標章に相当する標章を掲出しているものを含む。）

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの

(ウ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号）第3・1(1)に定める重度の障害を有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(オ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第3項の規定に基づき

当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素性乾皮症に係る者に限る。）

2 県内に住所若しくは事務所を有する者又は県外に住所若しくは事務所を有する者であつて県内で用務を行おうとするもの（前項第4号クに係る駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者にあつては、県内に住所を有する者に限る。）が通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）の交付を受けようとするときは、除外標章交付申請書（別記第1号様式の5）2通を県内に住所又は事務所を有する者にあつては住所地又は事務所の所在地を管轄する署長を、県外に住所又は事務所を有する者で県内で用務を行おうとするものにあつては県内の最寄りの署長を経て公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、第1項第3号オに係るものにあつては同号オに掲げる車両、同項第4号キに係るものにあつては同号キに掲げる車両、同号クに係るものにあつては同号クに掲げる者に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

4 前項の規定により交付された標章は、車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。この場合において、第1項第4号キ又は同号クに係るものにあつては、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を駐車禁止除外指定車標章とともに掲出しなければならない。

5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。
- (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合

当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素性乾皮症に係る者に限る。）

2 県内に住所若しくは事務所を有する者又は県外に住所若しくは事務所を有する者であつて県内で用務を行おうとするもの（前項第4号クに係る駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者にあつては、県内に住所を有する者に限る。）が通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）の交付を受けようとするときは、除外標章交付申請書（別記第1号様式の5）2通を県内に住所又は事務所を有する者にあつては住所地又は事務所の所在地を管轄する署長を、県外に住所又は事務所を有する者で県内で用務を行おうとするものにあつては県内の最寄りの署長を経て公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、第1項第3号オに係るものにあつては同号オに掲げる車両、同項第4号キに係るものにあつては同号キに掲げる車両、同号クに係るものにあつては同号クに掲げる者に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

4 前項の規定により交付された標章は、車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。この場合において、第1項第4号キ又は同号クに係るものにあつては、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を駐車禁止除外指定車標章とともに掲出しなければならない。

5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。
- (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合

を除く。）。 6 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書（別記第1号様式の6）により、当該標章の交付に係る申請を受けた署長を経て公安委員会に標章の再交付を申請することができる。 7 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届（別記第1号様式の7）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該標章の交付に係る申請を受けた署長を経て公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。 8 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第5項の規定に違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。 9 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあつては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。 （1） 標章の有効期限が経過したとき。 （2） 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。 （3） 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 （4） 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。 （署長の駐車許可） 第5条 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法第45条第1項の規定による許可をするものとする。 （1） 駐車に係る日時が、次に該当するものであること。 ア 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。 イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。	を除く。）。 6 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書（別記第1号様式の6）により、当該標章の交付に係る申請を受けた署長を経て公安委員会に標章の再交付を申請することができる。 7 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届（別記第1号様式の7）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該標章の交付に係る申請を受けた署長を経て公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。 8 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第5項の規定に違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。 9 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあつては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。 （1） 標章の有効期限が経過したとき。 （2） 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。 （3） 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。 （4） 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。 （署長の駐車許可） 第5条 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法第45条第1項の規定による許可をするものとする。 （1） 駐車に係る日時が、次に該当するものであること。 ア 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。 イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
---	---

(2) 駐車に係る場所が、次に該当するものであること。 ア 停車及び駐車に関する規制のうち、駐車禁止の規制のみが実施されている場所（駐車する余地が無い場所及び放置駐車となる場合にあっては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。 イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。 (3) 駐車に係る用務が、次に該当するものであること。 ア 公共交通機関等を利用した交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。 イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。 ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。 (4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。 ア 重量若しくは長大な貨物の積卸しのため又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近 イ ア以外の車両にあつては、用務先からおおむね100メートル以内	(2) 駐車に係る場所が、次に該当するものであること。 ア 停車及び駐車に関する規制のうち、駐車禁止の規制のみが実施されている場所（駐車する余地が無い場所及び放置駐車となる場合にあっては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。 イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。 (3) 駐車に係る用務が、次に該当するものであること。 ア 公共交通機関等を利用した交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。 イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。 ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。 (4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。 ア 重量若しくは長大な貨物の積卸しのため又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近 イ ア以外の車両にあつては、用務先からおおむね100メートル以内
2 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法第49条の5の規定による許可をするものとする。 (1) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。 (2) 駐車に係る場所及び方法が、次に該当するものであること。 ア 時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。 イ 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。 (3) 駐車に係る用務が、次に該当するものであること。 ア 公共交通機関等を利用した交通手段によつたのでは、その目的を達	2 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法第49条の5の規定による許可をするものとする。 (1) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。 (2) 駐車に係る場所及び方法が、次に該当するものであること。 ア 時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。 イ 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。 (3) 駐車に係る用務が、次に該当するものであること。 ア 公共交通機関等を利用した交通手段によつたのでは、その目的を達

成することが著しく困難と認められる用務であること。 イ 時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。 ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。 (4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。 ア 重量若しくは長大な貨物の積卸しのため又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近 イ ア以外の車両にあつては、用務先からおおむね100メートル以内 3 前各項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記第4号様式）2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。ただし、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が県内の複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合、駐車許可申請書は、一つの警察署に提出すれば足りる。 4 署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。 5 署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証（別記第4号様式）を交付しなければならない。 <u>6 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定による掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。</u>	成することが著しく困難と認められる用務であること。 イ 時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。 ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。 (4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。 ア 重量若しくは長大な貨物の積卸しのため又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近 イ ア以外の車両にあつては、用務先からおおむね100メートル以内 3 前各項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記第4号様式）2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。ただし、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が県内の複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合、駐車許可申請書は、一つの警察署に提出すれば足りる。 4 署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。 5 署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証（別記第4号様式）を交付しなければならない。 (新設)
---	--

<u>7 第5項の駐車許可証の交付を受けた者</u>は、当該許可に係る車両を当該許可に係る場所に駐車させている間、<u>当該駐車許可証（前項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を</u>当該車両の前面の見やすい<u>箇所に掲示</u>しなければならない。	<u>6 前項の駐車許可証</u>は、当該許可に係る車両を当該許可に係る場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい<u>場所に掲出</u>しなければならない。
<u>8</u> 第5項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記第4号様式の2）により当該駐車許可証を交付した署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。	<u>7</u> 第5項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（別記第4号様式の2）により当該駐車許可証を交付した署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。
<u>9</u> 第5項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（別記第4号様式の2の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該駐車許可証を交付した署長に提出しなければならない。	<u>8</u> 第5項の駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届（別記第4号様式の2の2）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、当該駐車許可証を交付した署長に提出しなければならない。

(改正後)

第5号様式（第9条の2）

※ 新規	※ 変更	※ 解任	※署コード				※事業所コード				
安全運転管理者に関する届出書											
千葉県公安委員会様											
安全運転管理者を 選任・解任 届出記載事項（③・⑤・⑨・⑩）を変更 } したので お届けします。											
① 届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 〒 住 所 (電話)											
② 選任年月日		年 月 日		⑨		(ふりがな)					
③ 安全運転管理者氏名		(ふりがな)		使用位置		名 称					
④ 資格要件		生年月日 (年齢) 年 月 日 運転の管理経験 3 年 月 日 (歳)		の		業種別					
⑤ 職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他 ()		本		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()					
⑥ 安全運転管理者が運転免許を持っている場合 □ 写し添付		免許の種類 取得年月日 免許証等番号		使用の本拠における自動車台数・運転者数		⑩ 乗用貨物大中小型普通大型特種 自動車台数 ⑪ 運転者数 ⑫ 前安全運転管理者氏名					
⑦ 安全運転管理者の勤務の態様		勤務日勤 隔日 その他 () 副安全運転管理者の有無		⑩ 乗用貨物大中小型普通大型特種 自動車台数 ⑪ 運転者数 ⑫ 前安全運転管理者氏名		⑩ 乗用貨物大中小型普通大型特種 自動車台数 ⑪ 運転者数 ⑫ 前安全運転管理者氏名					
⑧ 安全運転管理者の略歴		勤務期間 勤務所名 職務上の地位		⑩ 乗用貨物大中小型普通大型特種 自動車台数 ⑪ 運転者数 ⑫ 前安全運転管理者氏名		⑩ 乗用貨物大中小型普通大型特種 自動車台数 ⑪ 運転者数 ⑫ 前安全運転管理者氏名					
備考											

備考

- ※印の欄は記入しないこと。
- 届出事項変更の場合は、①、③及び⑨の欄を記載の上、変更する届出事項欄をすべて記載すること。

(改正前)

第5号様式（第9条の2）

※ 新規	※ 変 更	※ 解 任	※署コード				※事業者コード			

安全運転管理者に関する届出書

千葉県公安委員会 様

年 月 日

住 所

安全運転管理者を□選任、□解任
届出事項 (□① □②) を変更 } したので

届出者の氏名又は法人の
名称及び代表者の氏名

お届けします。(電話番号 - -)

① 安全 運 転 管 理 者	選 任 年 月 日		年 月 日				資 格 要 件		☐ ア 運転の管理経験2年以上 ☐ イ 公安委員会の認定 ☐ ウ 公安委員会の教習終了者で運転の 管理経験1年以上							
	フリガナ				☐ ア	☐ イ										
	氏 名				男	女	職 務 上 の 地 位									
	生年月日 (年齢)		年 月 日 (歳)				運 転 免 許 の 有 無		☐ ア 有 ☐ イ 無							
	② 自 動 車 の 使 用 の 本 拠	フリガナ								副安全運転 管理者の 有 無		☐ ア 有 (人) ☐ イ 無				
事業所の名称																
事業所の所在地		〒 -						電話番号 F A X								
業 種 別		☐ ア 官 公 署 ☐ イ 公社公団等 ☐ ウ 農 業 ☐ エ 林 業 ☐ オ 漁 業 ☐ カ 鉱 業 ☐ キ 建 設 業 ☐ ク 製 造 業 ☐ ケ 卸・小売業 ☐ コ 不動産業 ☐ サ 金融・保険業 ☐ シ 運 輸 業 ☐ ス 電気・ガス業 ☐ セ 通 信 業 ☐ ソ サービス業 ☐ タ その他														
使用 車両		自動車 の 種 類	乗 用				貨 物				大特・ 小 特	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計	原 付	
		台 数	大 型	中 型	準中型	普 通	大 型	中 型	準中型	普 通				台	台	
運転 者数		免許の種類	大型二	大 型	大特二	大 特	中型二	中 型	準中型	普通二	普 通	大自二	普自二	小 特	計	
	人 員													人		

③前安全運転管理者	解任年月日	年 月 日				氏 名								
	解任事由	☐ ア 死亡 ☐ イ 退職 ☐ ウ 転任 ☐ エ 解任命令 ☐ オ その他 ()												

④ 安 全 運 転 略 管 理 者 歴	勤 務 期 間	勤 務 所 名		職 名		⑤ 変 更 前	事業所の名称							
	. . から . . まで						事業所の所在地							
	. . から . . まで						職務上の地位							
	. . から . . まで					⑥ 従業員数		人						

備 考														
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
2 届出事項変更の場合は、①の欄及び②の欄を記載の上、⑤の欄に当該変更前の届出事項を記載のこと。

(改正後)

第5号様式の2 (第9条の2)

※ 新規	※ 変更	※ 解任	※署コード				※事業所コード				※副管コード			

副安全運転管理者に関する届出書

千葉県公安委員会様

年 月 日

副安全運転管理者を 選任・解任
届出記載事項(③・⑤・⑨・⑩)を変更 } したので
お届けします。

①届出者の氏名又は法人の
名称及び代表者の氏名
〒
住 所
(電話)

②選任年月日	年	月	日
③(ふりがな) 副安全運転管理者 氏 名			
④生年月日	年	月	日
資 格 (年 齢)	(歳)		
1	2	3	
要件	運転の管理 経験1年以上	運転の経験 期間3年以上	公安委員会 の認定
⑤	1 使用者	2 課長以上	3 係長
職務上の地位	4 主任	5 その他 ()	
⑥副安全 運転管理者 が運転免許 を持ってい る場合 ☐ 写し添付	免許の種類 取得 年月日 免許証等 番号		
⑦副安全運転管理 者の勤務の態様	勤 務 他の副安全運転 管理者の有無	日勤 その他 ()	隔日
⑧副 安全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤務期間 自 . . 至 . . 自 . . 至 . . 自 . . 至 . . 略 自 . . 歴 至 . .	勤務所名	職務上の 地位
備考			

⑨使 用 の 本 拠 拠 使用の本拠 における自動 車台数・運 転者数	名 称 (ふりがな)																	
		位 置																
			安全運転管 理者の氏名															
			業種別 1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()															
⑩乗 用 貨 物 大 小 大 普 計	自 動 車 台 数	大 型	中 型	準 中 型	普 通 型	大 型	中 型	準 中 型	普 通 型	大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪					
	⑪運 転 者 数	免 許 種 別	大 型 一 種	中 型 一 種	準 中 型 二 種	普 通 型 一 種	大 型 一 種	大 型 二 種	普 通 二 種	小 型 特 殊								
⑫前 管 理 者 全 運 転	解 任 年 月 日	年 月 日																
	氏 名																	
	解 任 事 由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 減車 6 その他 ()																

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
2 届出事項変更の場合は、①、③及び⑨の欄を記載の上、変更する届出事項欄をすべて記載すること。

(改正前)

第5号様式の2 (第9条の2)

※ 新 規	※ 変 更	※ 解 任	※署コード				※事業者コード				※副管コード			

副安全運転管理者に関する届出書

千葉県公安委員会様

住所

副安全運転管理者を☐選任、☐解任
届出事項 (☐① ☐②) を変更したので
届出者の氏名又は法人の
名称及び代表者の氏名
お届けします。
(電話番号 - -)

① 副安全 運転 管理者	選任年月日		年 月 日				資 格 要 件		☐ ア 運転の管理経験1年以上 ☐ イ 公安委員会の認定 ☐ ウ 運転の経験期間3年以上							
	フリガナ														☐ ア	☐ イ
	氏 名						男	女	職 務 上 の 地 位							
	生年月日(年齢)		年 月 日 (歳)				運 転 免 許 の 有 無		☐ ア 有 ☐ イ 無							

② 自 動 車 の 使 用 の 本 拠	フリガナ												安全運転 管理者氏名			
	事業所の名称															
	事業所の所在地		〒 - -										電話番号		F A X	
	業 種 別		☐ ア 官公署 ☐ イ 公社公団等 ☐ ウ 農 業 ☐ エ 林 業 ☐ オ 漁 業 ☐ カ 鉱 業 ☐ キ 建設業 ☐ ク 製造業 ☐ ケ 卸・小売業 ☐ コ 不動産業 ☐ サ 金融・保険業 ☐ シ 運輸業 ☐ ス 電気・ガス業 ☐ セ 通信業 ☐ ソ サービス業 ☐ タ その他													
	使用 車両	自 動 車 の 種 類	乗 用				貨 物				大 特・ 小 特	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計	原 付	
		台 数	大 型	中 型	準中型	普 通	大 型	中 型	準中型	普 通				台	台	
運 転 者 数	免 許 の 種 類	大型二	大 型	大特二	大 特	中型二	中 型	準中型	普通二	普 通	大自二	普自二	小 特	計		
	人 員													人		

③前副安全運転管理者	解任年月日	年 月 日				氏 名						
	解任事由	☐ ア 死亡 ☐ イ 退職 ☐ ウ 転任 ☐ エ 解任命令 ☐ オ その他 ()										

④ 副 安 全 運 転 管 理 者	勤 務 期 間	勤 務 所 名	職 名	⑤ 変 更 前	事業所の名称	
	. . から . . まで				事業所の所在地	
	. . から . . まで				職務上の地位	
		. . から . . まで			⑥ 従業員数	人

備 考														
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 1 ※印の欄は記入しないこと。
2 届出事項変更の場合は、①の欄及び②の欄を記載の上、⑤の欄に当該変更前の届出事項を記載のこと。

(改正後)

第 1 1 号様式の 3 (第 1 9 条の 2 第 1 項)
運転経歴証明書交付等・再交付申請書
運転経歴証明書記載事項等変更届出書
1. 新規申請 2. 再交付申請 3. 記載変更

千葉県公安委員会 様

申請日	年 月 日				受付場所
フリガナ					手数料
氏名					
生年月日	年	月	日	電話番号	
住所					

運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち現に有するもの			運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード						
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの			運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード						
運転経歴証明書の番号					年 月 日		公安委員会交付		
運転経歴情報記録の番号					年 月 日		公安委員会記録		
変更部分のみ記入	フリガナ								
	新氏名								
	新住所								
再交付申請理由	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	亡失	盗難	焼失	滅失	汚損	破損	記載・条件変更	写真変更	その他

個人番号カードの効力		有効 ・ 無効								
確認書類	・住民票 ・個人番号カード ・表示変更証明書 ・在留カード ・その他 ()					変更内容	1	2	3	4
							住所	氏名	氏・住	呼び名
免許証の番号					年 月 日		公安委員会交付			
免許情報記録の番号					年 月 日		公安委員会記録			
初回交付日交付番号		年 月 日			—		1	2	3	
取消日		年 月 日			取消番号					
							運転経歴情報記録個人番号カードの暗証番号			

(改正前)

第 1 1 号様式の 3 (第 1 9 条の 2 第 1 項)
運転経歴証明書交付等・再交付申請書
運転経歴証明書記載事項等変更届出書

1. 新規申請 2. 再交付申請 3. 記載変更

千葉県公安委員会 様																				受付場所							
申請日																				年 月 日				手数料			
フリガナ																				性 別							
氏名																											
生年月日										年 月 日				電話番号													
本籍・国籍等 (I C 本籍)														住所													
変更がある場合は、変更箇所記入してください。																											
変更部分のみ記入	フリガナ																										
	新氏名																										
	新住所																										
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に存することを希望するもの										運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード																	
個人番号カードの効力										有効 ・ 無効																	
確認書類	・住民票（本籍あり・なし）・個人番号カード ・表示変更証明書（本・住） ・在留カード ・保険証（資格確認書） ・その他（ ）										変更内容	1		2		3		8									
												住所		氏名		氏・住		呼び名									
再交付申請理由	1		2		3		4		5		6		7		8		9										
	亡失		盗難		焼失		滅失		汚損		破損		記載・捺印変更		写真変更		その他										
交付年月日 照会番号		年 月 日 — 1 2 3																									
照会結果	照会日時		年 月 日																								
	県外照会先 :										県内取消		県外取消		県内失効		県外失効										
運転経歴証明書の番号												年		月		日		公安委員会交付									
運転経歴情報記録の番号												年		月		日		公安委員会記録									
免許証の番号												年		月		日		公安委員会交付									
免許情報記録の番号												年		月		日		公安委員会記録									
初回交付日 交付番号		年 月 日 — 1 2 3																									
取消日		年 月 日										取消番号															
免許種別		大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二											

(改正後)

第12号様式 (第20条第1項)

取消処分者講習受講申請書															
年 月 日															
様															
フリガナ										生年月日	年 月 日				
氏 名															
本 籍										電 話	()				
住 所															
欠格期間満了の日	年 月 日														
取消前に取得していた免許の種類	第 一 種									第 二 種					
	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
	型	型	中	通	特	自	自	特	付	ん	型	型	通	特	ん
交付公安委員会	公安委員会														
希望する講習の車種				※講習日					年 月 日						
	四	二	原	※講習場所											
仮免許証の有無	有 ・ 無									仮免許証発行番号					
仮免許証交付公安委員会			公安委員会												
※手数料															

- 備考 1 氏名、生年月日、本籍及び住所欄は、明瞭に楷書で記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 本講習の有効期間は、1年間とする。

(改正前)

第12号様式 (第20条第1項)

取消処分者講習受講申請書														
年 月 日														
殿														
氏 名							生年月日	年 月 日						
本 籍														
住 所									電 話 ()					
欠 格 期 間 満 了 の 日	年 月 日													
取消前に取得していた免許の種類	第 一 種										第 二 種			
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型	中 型	普 通	大 特
交 付 公 安 委 員 会	公安委員会													
希望する講習の車種				※講 習 日			年 月 日							
	四 輪	二 輪	原 付	※講 習 場 所										
※手数料														

- 備考 1 氏名、生年月日、本籍及び住所欄は、明瞭に楷書で記載してください。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 本講習の有効期間は1年間です。

(改正後)

第17号様式 (第26条第3項)

年 月 日

千葉県公安委員会 様

届出者 住 所
氏 名

公 示 事 項 等 変 更 届 出 書

指定講習機関に関する規則第4条^{第1項}_{第3項}の規定による公示事項等の変更の届出をします。

記

- 1 特定業務を行っている事務所の名称
- 2 特定業務を行っている事務所の所在地
- 3 変更する事項（書類の内容）
- 4 変更後の事項（書類の内容）
- 5 変更日
- 6 備考

備考 届出者が法人であるときは、届出者の氏名の欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

第17号様式 (第26条第3項)

		年	月	日
千葉県公安委員会		殿		
		住所		
届出者		氏名		
公示事項等変更届出書				
指定講習機関に関する規則第4条 ^{第1項} _{第3項} の規定による公示事項等の変更の届出を します。				
記				
1 変更する事項 (書類の内容)				
2 変更後の事項 (書類の内容)				

備考 届出者が法人であるときは、届出者の氏名の欄には、その名称及び代表者の氏名
を記載すること。